

京都動物愛護センター条例の一部改正について（平成29年3月30日京都市条例第50号）（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

京都動物愛護センターの上鳥羽公園ドッグランのうち共同利用に供する部分についてドッグラン利用者の混雑緩和を図るため、使用料を次のとおり改定することとしました。

| 区 分 | 使 用 料 | |
|--------------|-----------------|------------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| ドッグラン 共同使用部分 | 1頭につき1回 300円 | 1頭につき1時間 300円 |

この条例は、平成29年7月1日から施行することとしました。

京都動物愛護センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 50 号

京都動物愛護センター条例の一部を改正する条例

京都動物愛護センター条例の一部を次のように改正する。

別表ドッグランの項中「1回」を「1時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)